

お 知 ら せ

令和五年一月二七日付け国土交通省告示第四八号で、次の事業について、土地収用法第二十六条第一項の規定による事業認定の告示がありました。

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一般国道九号改築工事（福光・浅利道路）（島根県大田市温泉津町今浦地内から同市温泉津町今浦地内まで、同市温泉津町吉浦地内から江津市後地町地内まで、同市後地町地内から同市後地町地内まで及び同市後地町地内から同市松川町上河戸地内まで）及びこれに伴う市道代替工事

事業の認定の告示があった土地は次のとおりです。

（手続が保留された土地は除きます）

イ 収用の部分

島根県江津市黒松町及び後地町地内

ロ 使用の部分

島根県江津市黒松町及び後地町地内

については、同法第二十六条第四項の規定によって、令和五年一月二七日から次のような効果が発生していますので、同法第二十八条の二の規定に基づきお知らせします。

- 1 土地に対する補償金の額が固定されること
- 2 土地の形質等の変更及び関係人の範囲が制限されること
- 3 同法第三十九条第二項の規定による裁決申請の請求が行えること
- 4 同法第四六条の二第一項の規定による補償金の支払請求が行えること
- 5 明渡裁決の申立てが行えること

なお、補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載しておりますので、必要な方は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所用地第二課又は江津市事業推進課において下されば配布いたします。

その他不明な点については、左記事務所に照会下さい。

連絡先

島根県浜田市相生町三九七三番地

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所用地第二課

〔電話〇八五五（二二）三一一八〕